平成２３年（フ）第３４１号
岐阜県各務原市緑苑東３丁目１番地７　緑苑東10棟303
債務者　善光　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０３号
岐阜市東材木町43番地　ライフアミナティ102号室
債務者　戸本美由樹
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８４４号
名古屋市港区当知３丁目3905番地　当知住宅４棟711号
債務者　池田　絵美
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
滋賀県彦根市西今町813番地３
債務者　甲斐ひさ子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４１３号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番３―1303号
債務者　大谷　正弘
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１４号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番３―1303号
債務者　大谷加代子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１９号
神戸市灘区城内通５丁目２番14号、住民票上の住所神戸市灘区岩屋北町３丁目４番22号
債務者　大西　美津
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９０号
神戸市灘区一王山町13番３号
債務者　小倉　孝行
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３号
兵庫県西宮市若山町５番14号　ルミエール光203号
債務者　住田　有紀
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４１号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目２番４―403号
債務者　兼川順子こと　鄭　　順子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４４号
兵庫県尼崎市田能３丁目５番15―405号
債務者　安井とも子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６５４号
兵庫県尼崎市立花町１丁目13番６―203号
債務者　今村　仁志
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６９号
兵庫県尼崎市浜１丁目４番３―506号
債務者　近藤真康子（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８５号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目17番１号　信濃マンション307号、前住所兵庫県尼崎市崇徳院３丁目56番地
債務者　廣野　数美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９２号
兵庫県西宮市名次町11番12―101号
債務者　井田　兼義
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０９号
兵庫県西宮市泉町１番１―102号、従前の住所神戸市西区中野１丁目６番地の５
債務者　阿久根英昭
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２号
鳥取県倉吉市駄経寺町75番地１
債務者　山本　裕之
1　決定年月日時　平成23年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部